

護岸改修工事 特記仕様書

日の出水路護岸改修工事（その２）

共通仕様書第1編共通編第1章総則第1節総則

（「1－1－1 適用」関係）

第1条 適用

- 1，この特記仕様書は、船橋市土木工事共通仕様書（令和8年4月）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
- 2，この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
- 3，記載内容の優先については、護岸改修工事 特記仕様書、磁気探査特記仕様書、空洞調査 特記仕様書、共通仕様書の順によるものとする。
- 4，該当しない工種については、適用しないものとする。
- 5，本特記仕様書において、チェックボックスが□の条項は適用しないものとする。

（「1－1－2 用語の定義」関係）

第2条 用語の定義

受理とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

（「1－1－8 工事の着手」関係）

第3条 工期

工期は、雨天、休日等を見込み、契約の翌日から令和9年9月30日までとする。

なお、休日等には日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。また、工期内に工事目的物の引き渡し（工事完成検査含む）を行うこと。

- 本工事は、週休2日制モデル工事である。受注者は、原則、週休2日で施工すること。また、工事の実施にあたっては、「週休2日制モデル工事実施マニュアル（試行）」に基づき、行うこと。
- 本工事の工事着手前に、受注者が完全週休2日（土日）の取組を希望し、かつ対象期間内において完全週休2日（土日）相当を達成した場合は、経費に補正係数を乗じ変更するものとする。

（「1－1－10 施工体制台帳」関係）

第4条 施工体制台帳

- 1，受注者は、施工体制台帳に係る書類について、「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月5日最終改正、国官技第319号、国営建技第16号）により作成し、工事着手までに監督職員に提出しなければならない。ただし、警備会社については施工体制台帳の作成は不要とする。

また、施工体制に変更が生じた場合は、その都度提出しなければならない。

- 2, 受注者は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年1月27日法律第127号）第15条第3項により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
- 3, 受注者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の8第4項及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の6に掲げる事項の他、下請業者となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期を施工体系図に明記しなければならない。
- 4, 施工体系図に記述する工事内容は、契約図書の工種区分との対比がわかりやすいように記述すること。
ただし、詳細になりすぎないように留意する。

（「1-1-17 支給材料及び貸与品」関係）

第5条 支給材料及び貸与品

- ☐ 1, 支給材料は下表のとおりとする。

品目	規格	単位	数量	支給場所	摘要

- ☐ 2, 貸付機械は下記のとおりとし、無償貸付とする。

機 械	規 格	備 考

（「1-1-18 工事現場発生品」関係）

第6条 工事現場発生品

- ☐ 1, ○○箇所から発生する△△の引渡し場所は、□□（運搬距離L=△△km）とする。

- ☐ 2, 現場発生品は下表のとおりとする。

品目	規格	単位	数量	引渡し場所	運搬距離	摘要

- ☐ 3, 掘削箇所から発生する水道管（残置铸铁管等）の引渡し場所は、○○○○、片道運搬距離△△kmの□□□とする。

なお、残置管を上記場所に持込む際は、監督職員の指示を受けた上で持込むこと。

品目	規 格	単位	数 量	備 考

（「1-1-19 建設副産物」関係）

第7条 再資源化等及び再生資源活用について

1. 共通事項

- (1) 建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を提出するものとする。
- (2) 建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを提出するものとする。
- (3) 建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受け入れ伝票、写真等）を監督職員に提出し確認を受けるものとする。

- ☐ 2. 受注者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資 材 名	規 格	備 考

3. 建設副産物の処理については、下記のとおりとする。

建設発生土

- ☐ (1) 指定（A）（工事間利用）の場合

本工事により発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土については、工事間利用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。

ア 搬出先（相手先工事名、場所等） ■■■■ 工事 ○○○○地先
イ 土質及び処理量 第△種建設発生土 ▲▲▲ m³
ウ 搬出時期 ○○年□月 ～○○年□月
なお、搬出手続き等については監督職員の指示によること。

- ☐ (2) 指定（A）（その他）の場合

建設発生土（ m³）は、○○○○に搬出するものとする。
なお、詳細については監督職員の指示によるものとする。

- ☐ (3) 建設発生土 100 m³以上の搬出をするため、搬出前に搬出先市町村へ「建設発生土搬出のお知らせ」により情報提供をしなければならない。

- ☐ (4) 5000 m³以上の土砂運搬について、「千葉県土砂運搬適正化対策要綱」に基づいて事前協議を行い適正な計画を立案すること。

- ☐ (5) 改良土使用の場合

建設発生土（ m^3 ）は、〇〇〇〇、片道運搬距離△△k mの□□□に搬出するものとし、改良を行い再利用するものとする。

路盤廃材

- 本工事により発生する路盤廃材（t）は、〇〇〇〇、片道運搬距離△△k mの□□□に運搬し、処理するものとする。

建設廃棄物

本工事により発生する

- （１）アスコン塊（t）は、〇〇〇〇、片道運搬距離△△k mの□□□に運搬し、処理するものとする。
- （２）鉄筋コンクリート塊（t）は、〇〇〇〇、片道運搬距離△△k mの□□□に運搬し、処理するものとする。
- （３）無筋コンクリート塊（t）は、〇〇〇〇、片道運搬距離△△k mの□□□に運搬し、処理するものとする。
- （４）陶磁器くず（t）は、〇〇〇〇、片道運搬距離△△k mの□□□に運搬し、処理するものとする。
- （５）建設汚泥（ m^3 ）は、〇〇〇〇、片道運搬距離△△k mの□□□に運搬し、処理するものとする。
- （６）舗装版切断作業に伴う切断機械から発生する排水（ m^3 ）は、船橋市潮見町 36-2、片道運搬距離 k mの〇〇〇〇に運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。

工事発注後、事情により上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 産業廃棄物処理の実態の確認

受注者は、産業廃棄物処理の処理に当たり、産業廃棄物管理票制度を厳正に運用するとともに、監督職員や検査職員の求めに応じ、マニフェスト情報を提示しなければならない。

5. 舗装版の切断時に発生する排水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

「適正に処理する」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

（「１－１－１９ 建設副産物」関係）

第8条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律について

■ 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）の対象工事である。

１，特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

（１） 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。また、工事請負契約書の「解体工事に要する費用等」の規定に基づく書面は、工事着手前に提出すること。

なお、「解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

（２） 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、「建設副産物情報交換システム（ＣＯＢＲＩＳ）」を用いて再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、建設副産物情報交換システム工事登録証明書と共に提出すること。

２，請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項

（１） 建設リサイクル法第１２条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、対象建設工事の届出に関する事項を記載した書面（説明書及び届出書）を提出し説明を行うものとする。

（２） 書面の提出は、契約に先立って行うものとする。

（「１－１－２２ 出来形検査等」関係）

第9条 部分引渡し

□ 本工事については、工事の完成に先立って、下記のとおり部分引渡しを行うものとする。

対象工種	対象範囲	引き渡し期間

（「１－１－２８ 工事中の安全確保」関係）

第10条 工事中の安全確保(その1)

- 1, 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」（令和元年5月21日付け国関整道管第8号）に基づき適切な交通管理を行うものとする。
ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
- 2, 工事期間中は必要に応じ、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。
- 3, 工事期間中に配置する交通誘導員は、現場条件に応じ配置するものとし、詳細については、施工条件の明示書 4. 安全対策関係を参照し、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき、配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。
- 4, 受注者は、有資格者の配置にあたっては、公安委員会の検定資格の写しを監督職員に提出するとともに、検定合格警備員が当該警備業務に従事している間は、当該検定合格警備員であることを証する合格証明書を携帯させるとともに、関係人の請求があるときは、これを提示させなければならない。

（「1-1-28 工事中の安全確保」関係）

第11条 工事中の安全確保(その2)

- 1, 受注者は、共通仕様書 1-1-28 工事中の安全確保第9項に基づき、安全巡視者を定め、任務を遂行しなければならない。
なお、安全巡視者は、常に腕章を着用して、その所在を明らかにするとともに、施工計画書の内容、工事現場の状況、施工条件及び作業内容を熟知し、適時、作業員等の指導及び安全施設や仮設備の点検を行い、工事現場及びその周辺の安全確保に努めなければならない。
- 2, 受注者は、共通仕様書 1-1-28 工事中の安全確保第11項に基づいて、下記に示す項目の具体的な安全・訓練の計画を作成しなければならない。
 - (1) 工事期間中の月別安全・訓練等実施全体計画
 - (2) 全体計画には、下記項目の活動内容について具体的に記述する。
 - 1) 月1回の安全・訓練等の実施内容・工程に合わせた適時の安全項目
 - 2) 資材搬入者等一時入場者への工事現場内誘導方法
 - 3) 現場内の業務内容及び工程の作業員等への周知方法
 - 4) KY及び新規入場者教育の方法
 - 5) 場内整理整頓の実施

（「1-1-28 工事中の安全確保」関係）

第12条 枠組足場

□ 本工事は枠組足場を設置する工事である。

- 1, 枠組足場については、「手すり先行工法に関するガイドライン」（令和5年12月26日付基発1226第2号）による設置を行うこと。
- 2, 受注者は、工事着手前に足場の種類及び設置方法等について監督職員と協議すること。
協議の結果、受注者及びリース会社の在庫がない等の理由により、「手すり先行

工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置が不可能となった場合は設計変更の対象とする。

3, ガイドラインについては下記より入手できる。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei26/>

(「1-1-30 後片付け」関係)

第13条 後片付け

受注者は、工事の施工に際し、土地・立木・施設等を撤去又は損傷を与えた場合には、原形同等以上に復旧しなければならない。

(「1-1-32 環境対策」関係)

第14条 事業損失防止施設

工事施工期間中は、地盤沈下、振動等の測定及び沿道の事前事後調査を下記の要領で行い、監督職員に報告しなければならない。

□ 地盤沈下及び移動の測定

推進路線上（地上）の測点ごとに沈下測定点を設け、掘進前、掘進中及び掘進後の一定期間、定期的に道路面上の縦断測定を行うものとする。また、立坑周辺については官民境界を含め測量を行うこと。なお、測量範囲、測量期間等の詳細については、監督職員と協議し決定すること。

□ 工事施工箇所の近隣の建物等について

施工条件の明示書 3. 周辺環境保全関係参照のこと。

(「1-1-32 環境対策」関係)

第15条 六価クロム溶出試験

■ (1) 本工事は、「六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）」の対象工事であり、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

なお、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」によるものとする。

また土質条件、施工条件等により試験方法に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

六価クロム溶出試験対象工種名及び検体数

地盤改良工：配合設計段階 6 検体

□ (2) 本工事で再生コンクリート砂を使用するため、六価クロムについて、平成3年8月23日付け環境庁告示第46号に規定される測定方式に基づき、あらかじめ土壤の汚染に係る環境基準に適合することを確認しなければならない。

なお、試料には再生コンクリート砂製品を直接使用し、1購入先当たり1検体の適合

を確認すること。

また、工事打合せ簿等での手続きにより再生コンクリート砂を使用する場合についても、あらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認しなければならない。

- （３）本工事で流動化処理土を使用するため、六価クロムについて、平成３年８月２３日付け環境庁告示第４６号に規定される測定方式に基づき、あらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認しなければならない。

なお、試料には流動化処理土を直接使用し、１購入先当たり１検体の適合を確認すること。

また、工事打合せ簿等での手続きにより流動化処理土を使用する場合についても、あらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認しなければならない。

（「１－１－３２ 環境対策」関係）

第16条 地下水水質観測試験

- 本工事は薬液注入工法を採用するので、地下水水質観測試験を行い、水質監視日報等により試験結果を提出すること。

なお、詳細については、監督職員の指示に従うこと。

監視の結果、水質の測定値が水質基準に適合していない場合、またはおそれのある場合は、直ちに工事を中止し、井戸の使用を禁止し、代替施設等必要な措置をとらなければならない。

（「１－１－３３ 文化財の保護」関係）

第17条 文化財の保護

- 本工事は事前協議により、埋蔵文化財包蔵地が含まれることが判明したため、受注者は施工にあたり文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、文化財発見時には直ちに工事を中止し設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。

（「１－１－３４ 交通安全管理」関係）

第18条 工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

- １， 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ２， さし柢装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ３， 過積載車輛、さし柢装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
- ４， 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柢装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- ５， 建設発生土の処理及び骨材の購入にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- ６， 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

（「1-1-38 施工時期及び施工時間の変更」関係）

第19条 施工時間

本工事の作業時間帯は下記によるものとする。

作業区分	施工時間
昼間作業	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
夜間作業	
昼夜間作業	

ただし、上記施工時間帯に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

（「1-1-41 特許権等」関係）

第20条 特許権等

□ 本工事は特許権等に係わる工法を含む工事である。

本工事の〇〇工の施工にあたって、〇〇工法を見込んでいる。

なお、本工法は特許権に係わる工法である。

（1）特許〇〇〇〇号「発明の名称を記載」

（2）本特許権に係わる工法の実施にあたり、当該工法の実施者は、当該特許権に係わる実施契約を締結するものとする。

（「1-1-42 保険の付保及び事故の補償」関係）

第21条 建設業退職金共済制度

受注者は、建設業退職金共済制度の普及徹底を図るため次の事項を遵守するものとする。

- 1, 請負契約額の増額変更があった場合等、共済証紙を追加購入した場合には掛金領収書（発注者用）を工事完成時までに発注者に提出しなければならない。
- 2, 工事請負契約締結後1ヶ月以内に掛金収納書（発注者用）を提出できない場合には、その理由を記載した書面を発注者に提出するとともに、共済証紙を購入した場合には掛金収納書（発注者用）を速やかに発注者に提出しなければならない。
- 3, 共済証紙を購入しない場合には、工事請負契約締結後原則1カ月以内にその理由を記載した書面を発注者に提出しなければならない。
- 4, 工事の施工にあたっては、以下の書類を作成するとともに、監督職員及び工事検査時における検査職員の求めに応じ、作成した書類を提示しなければならない。
 - 1) 退職一時金制度一覧表（加入している退職一時金制度が証明できる資料を添付）
 - 2) 共済証紙受払簿
 - 3) 共済証紙貼付実績表
- 5, 工事現場または事業場内に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示しなければならない。

（「１－１－４２ 保険の付保及び事故の補償」関係）

第22条 健康保険等

受注者は、健康保険・厚生年金保険・雇用保険（以下「健康保険等」という。）への加入徹底を図るため次の事項を遵守するものとする。

- １，健康保険等の加入状況を施工体制台帳に記載すること。
- ２，下請契約において選定した建設企業者及び再下請負者について、健康保険等への加入状況を確認し、発注者に提示すること。
- ３，加入状況に変更が生じた場合にはその都度発注者に提示すること。

（「１－１－４７ ワンデーレスポンス」関係）

第23条 ワンデーレスポンス

船橋市ワンデーレスポンス実施マニュアルに基づき実施するものとする。

共通仕様書第3編土木工事共通編第1章総則第1節総則

（「1-1-3 監督職員による確認及び立会等」関係）

第24条 材料確認

- 受注者は、下記の工事材料を使用する場合は、見本または品質を証明する資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

この際、受注者は、材料名、品質規格、搬入数量を監督職員に書面により報告しなければならない。

材 料	確認時期
H鋼（H-400×400×13×21）	打込前
鋼矢板（SP-25H）	打込前

（「1-1-3 監督職員による確認及び立会等」関係）

第25条 材料の立会調合

- 受注者は、下記の工事材料については、監督職員の立会いによる調合又は見本検査を受けなければならない。

材 料	立会時期

（「1-1-3 監督職員による確認及び立会等」関係）

第26条 段階確認

- 受注者は、下記の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。

この際、受注者は、種別、細別、確認の予定時期を監督職員に報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種 別	細 別	確認時期
矢板工	鋼矢板	法線設定時、打込時、打込完了時
固結工	高圧噴射攪拌	施工時、施工完了時
仮橋・仮栈橋工	H鋼	打込時、打込完了時

（「1-1-3 監督職員による確認及び立会等」関係）

第27条 仮設工等の段階点検

受注者は、仮設工の計画、設計及び施工における下記段階及び内容について、監督職員の指示する書式に従い確認し、提出するものとする。

- （1）仮設工の設計完了段階（指定仮設については、発注者から提示された設計図書の内容検討完了段階）

現地条件と整合した設計条件で設計され適切な仮設計画書が作成されているかを確認する。（なお、指定仮設については発注者から提示された設計図書が現地条件

と整合した設計条件で設計され、安全確保された設計図書になっているかを確認する)

(2) 仮設工の施工中間段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

(3) 仮設工の施工完了段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

(4) 仮設工の撤去中間段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

(「1-1-5 品質証明」関係)

第28条 品質証明

□ 本工事は、品質証明対象工事である。

受注者は、品質証明の実施にあたり、品質証明の実施時期を共通仕様書1-1-4 施工計画書の第1項(8) 施工管理計画に記載しなければならない。

(「1-1-7 工事関係図書の納品」関係)

第29条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という。)とすることができる。対象工事では以下の1, から4, の全てを実施することとする。

1, 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「使用機器」という。)については、千葉県写真管理基準「3. (2) 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達の為に参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について報告するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL

「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2, デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、1, の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、千葉県写真管理基準「3. (2) 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3, 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、千葉県写真管理基準（令和 7 年度版）及びデジタル写真管理情報基準（令和 5 年 3 月）に準ずるが、2, に示す小黑板情報の電子的記入については、デジタル写真管理情報基準（令和 5 年 3 月）「6 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4, 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、2, に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお、納品時に受注者は URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」のチェックシステム（信憑性チェックツール）またはチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

（「1-1-8 技術検査」関係）

第30条 中間技術検査(その1)

（当初の設計金額が1億円以上の工事又は市長が必要と認めた工事）

■ 本工事は、中間技術検査の対象である。

中間技術検査は、船橋市工事技術検査規程、船橋市工事技術検査要綱、船橋市工事技術検査基準等に基づき実施する。

中間技術検査の実施は、完成、既済部分の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行う。

（「1-1-8 技術検査」関係）

第31条 中間技術検査(その2)

（低入札価格工事に該当する可能性がある工事）

■ 本工事は、低入札価格調査実施要領に基づく調査において履行可能と判断し契約締結したときは、中間技術検査の対象とする。

中間技術検査は、船橋市工事技術検査規程、船橋市工事技術検査要綱、船橋市工事技術検査基準等に基づき実施する。

中間技術検査の実施は、完成、既済部分の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行う。

第32条 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間

□ 請負契約の締結の日の翌日から令和〇〇年△△月××日までの期間については、主任技術者又は、監理技術者の工事現場への専任を要しない。

第33条 三者会議実施対象工事

□ 本工事は三者会議実施対象工事である。

1, この工事の発注者、当該工事の受注者及び詳細設計を実施したコンサルタントに

による協議（以下「三者会議」という。）をこの工事の着手前に開催し、設計図並びに現場の整合性の確認及び設計思想の伝達を行うものとする。

2，受注者は、工事着手前に設計照査等を実施し、その結果を発注者に報告し、三者会議の開催を要請するものとする。

3，三者会議に関する手続きは、別に定める船橋市三者会議実施マニュアルによるものとする。

第34条 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等

1，現場の鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン」（平成29年3月）を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は12cmとすることを標準とする。

2，受注者は、標準値以外のスランプ値を用いる場合は、コンクリート標準示方書（施工編）（令和5年9月）の「最小スランプの目安」等に基づき協議資料を作成し、監督職員と協議するものとする。なお、品質確認方法については、監督職員と協議するものとする。

第35条 設計変更

設計変更等については、工事請負契約書第18条から第25条及び船橋市土木工事共通仕様書共通編1-1-14から1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「船橋市土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン」（令和3年3月）によることとする。

第36条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事

1，本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行する対象工事とする。

2，受注者は、契約後速やかに、本試行の適用について、監督職員と協議すること。

3，工事の実施にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」に基づき行うこと。

第37条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

1，本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。

2，受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

① 調達検討資材の代替資材を調達した場合

② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合

③ 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)

- 3, 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

第38条 現場環境改善費(計上した場合に記載)

- 1, 周辺住民への生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、公共事業の円滑な執行に資することを 目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。
- 2, 実施する内容については、[表－1] の各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容とする。
- 3, 施工計画書に実施内容を明示し、現場の状況を勘案した上で、詳細な内容、実施時期について、実施の可否を含め受発注者間協議を行うものとする。
- 4, 工事完了時には、現場環境改善の実施写真を5つの内容ごとに提出するものとする。
(表－1 省略)

磁気探査特記仕様書

1. 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域及び位置の潜水探査を行わなければならない。

なお、探査に先立ち監督職員に工程計画の承諾を得なければならない。

また、G N S Sを使用する場合は、当該契約の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

2. 受注者は、磁気探査機を携行した潜水土により潜水探査を行わなければならない。

なお、特記仕様書に簡易探査機による探査、突棒探査又は見通し探査の定めのある場合、それに従わなければならない。

3. 潜水探査

(1) 受注者は、探査区域を探査漏れのないように潜水探査を行わなければならない。

(2) 受注者は、事前に探査機の性能表を監督職員に提出し、その承諾を得なければならない。

(3) 受注者は、潜水探査により確認された磁気異常物が爆発物等の危険物以外の物であれば、すべて引き揚げなければならない。

ただし、引揚げが困難な場合の処置は、設計図書に基づいて監督職員と協議しなければならない。

(4) 受注者は、設計図書に定められた現場発生品が発生した場合、現場発生品調書を作成し、図面及び特記仕様書に記載された場所又は監督職員の指示する場所で引き渡さなければならない。

(5) 受注者は、(4)以外の引き揚げられた異常物のリストを作成し、図面及び特記仕様書に記載された場所又は監督職員の指示する場所で確認を受けなければならない。

(6) 受注者は、(5)のうち、監督職員が引き渡しを指示したものについては、現場発生品調書を作成し、監督職員の指示する場所で引き渡さなければならない。

(7) 受注者は、(4) (6)以外の引き揚げられた異常物の処分方法について、発注者と協議しなければならない。

(8) 引き揚げられた異常物が磁気探査の結果に照らし疑義があり、その原因が探査に瑕疵があると認められる場合、監督職員は、再度、潜水探査を指示するものとする。

4. 残存爆発物が発見された場合の処置

受注者は、潜水探査で残存爆発物その他危険物が発見された場合、位置の確認のできる標識を設置し、直ちに監督職員及び関係官公庁に通知しなければならない。

5. 成 果

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

2. 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

- ・ 件 名
- ・ 探査場所
- ・ 探査期間

- ・ 探査位置図

- ・ 探査機器

- ・ 探査方法

- ・ 磁気異常物一覧表

一覧表には異常点番号、品名、形状寸法、埋没深度、 探査年月日等を記載するものとする。

- ・ 確認された磁気異常物の写真集

- ・ 磁気異常物の確認された位置図

- ・ 探査結果の考察